

藤井寺市ふるさとまちづくり応援寄附協力事業者募集要領

「ふるさとまちづくり応援寄附」（ふるさと納税）制度により、藤井寺市へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（返礼品）を贈呈しています。

そこで、返礼品を提供に協力していただける事業者（協力事業者）および返礼品の募集を行います。

1 協力事業者の要件

下記の要件にすべて適合すること。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所、製造所等のいずれかを藤井寺市内に有する法人または個人事業主であること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、市外の事業者も可能とします。
 - ア 市内で生産された農産物等を原材料に商品等の製造、加工又は販売を行い、市をPRしていると認められる場合
 - イ 市内事業者の経済活動の活性化に繋がると認められ（当該事業者が求める場合等）、かつ、市内で製造、加工された返礼品を取り扱う場合
 - ウ 市をPRする目的で商品等として生産された市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものを取り扱う場合
 - エ 市内で主要な部分が提供されるイベント、体験型サービス等の役務を商品等として提供する場合
- (2) 藤井寺市の魅力をPRでき、迅速かつ確実に寄附者へ返礼品を提供できること
- (3) 本市及び中間事業者が返礼品提供事業者に対して定期的に行う返礼品の品質等を確保するために必要な調査や確認に応じること
- (4) 市税の滞納がないこと（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）
- (5) 代表者等が藤井寺市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

※上記のほか、市長が協力事業者として適当と認められたもの。また、要件に適合しても、市長が協力事業者として適当でないと認められた場合は、参加できない場合があります。

2 返礼品

下記の要件にすべて適合すること。

- (1) 商品・サービスに関連する法令等を順守していること。
- (2) 地場産品基準（平成31年総務省告示第179号における第5条）を満たしたものであること。
- (3) 業として生産されたものであって、個人の趣味として私的に作成したもの等でないこと。
- (4) 品質及び数量の面において、年間を通じて安定提供が見込めること。ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて提供する場合は、その条件内において安定提供が見込めるものであること。
- (5) 食品を取り扱う場合は適正な産地名等の表示を行うこと。また、地場産品基準等において

遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存すること。

- (6) サービスの提供の場合は、指定のサービス内容以外及び本市外では利用不可となる措置を講じること。

【参考：地場産品基準の例】

- 一 藤井寺市内において生産されたものであること。
- 二 藤井寺市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 藤井寺市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 四 藤井寺市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 藤井寺市の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 七 藤井寺市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

3 協力事業者のメリット

- (1) 市のホームページやふるさと納税ポータルサイトなどを通じ、市内外に事業者名、商品等がPRできます。
- (2) 返礼品発送時にPRチラシが同封でき、事業者名、商品等がPRできます。（商品価格が記載されたものを同封することはご遠慮ください。）

4 費用について

返礼品代（消費税・梱包費用を含めた金額）及び送料について、本市が負担します。

5 協力事業者にしていただくこと

- (1) 市と委託契約した代行業者への申込み
- (2) 返礼品の発送業務
- (3) 返礼品代金の清算業務

6 申込方法

下記の書類をご用意の上、藤井寺市役所魅力発信課（3階36番窓口）へ提出してください。

- ① 藤井寺市ふるさとまちづくり応援寄附返礼品提供事業者登録申請兼誓約書
- ② 藤井寺市ふるさとまちづくり応援寄附返礼品応募用紙
- ③ 商品内容がわかる写真データ等（なお、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。）

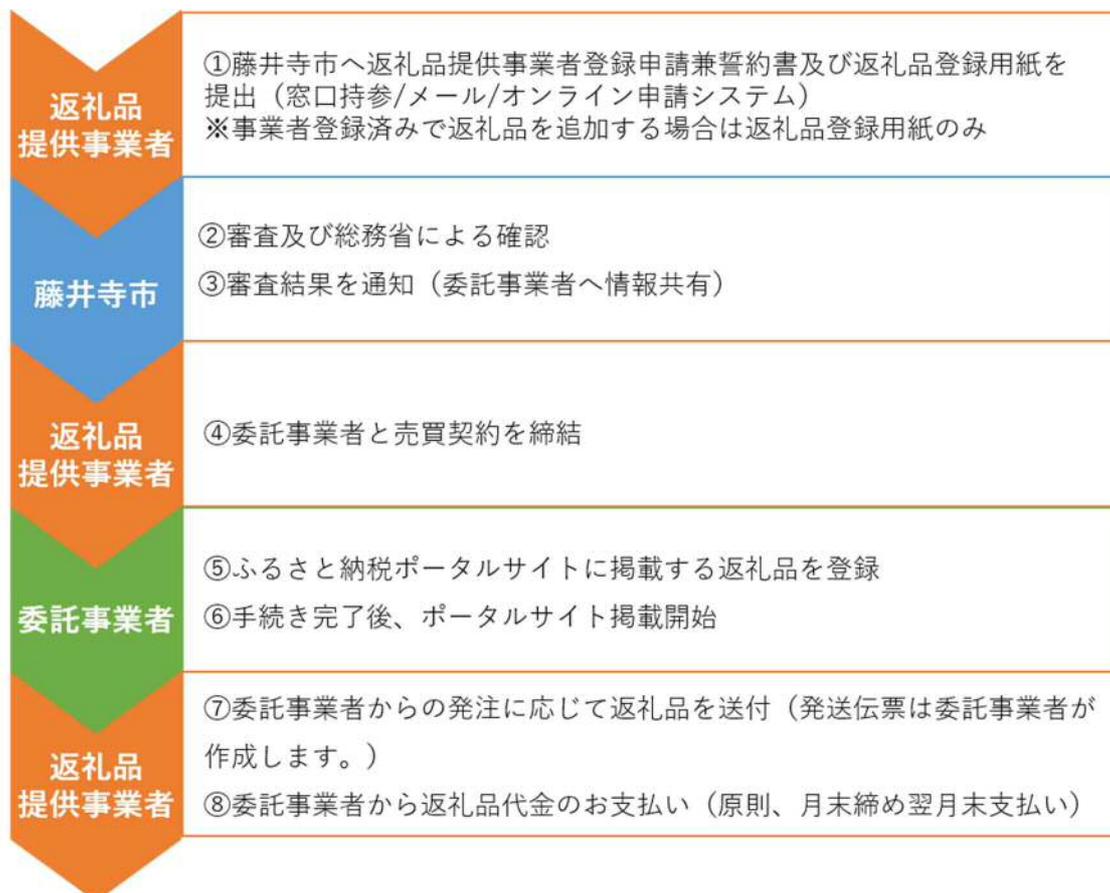
※返礼品の価格には、商品代、消費税、梱包料及びそれらに係る手数料等を含めたものにし、配送料は含めないでください。

※上記以外に委託事業者と別途登録に関するやり取りが発生します。

7 協力事業の選考方法

市が申込内容や企業活動等を判断し、協力事業者及び返礼品登録の可否を通知いたします。

8 返礼品提供までの流れ



9 個人情報の保護

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、藤井寺市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて、寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は、対象外です。

10 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、あらかじめ申込みした返礼品を変更・辞退する場合は、速やかに市へ届出し、承認を受けるものとします。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、登録された協力事業者が本要領1及び2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。
- (4) 返礼品贈呈業務のうち市が行う業務については、市と委託契約した代行業者が行います。
- (5) ふるさと納税制度及び返礼品について、総務省から見直し等の通知があった場合には、要件等を変更する場合があります。
- (6) 藤井寺市が活用するふるさと納税ポータルサイト掲載用に提供した返礼品に関する文章や写真等について、藤井寺市が様々なPR等のため使用する場合があります。

11 申込み・問い合わせ先

藤井寺市 政策企画部 魅力発信課

TEL : 072-939-1051 FAX : 072-952-9448

E-mail : furusato@city.fujiidera.lg.jp

12 その他

本要領については、平成28年8月1日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和2年8月25日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和4年3月22日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和5年11月2日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和6年4月1日より取り扱うものとする。

本改正要領については、令和7年4月1日より取り扱うものとする。